

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令
第三条の規定により指定する告示（昭和二十九年六月大蔵省告示第八百八十七号）

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令
（昭和二十九年政令第百二十九号）第三条の規定により次の者を指定し、日本国における国際連合の軍隊
の地位に関する協定の最初の効力発生の日から適用する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国
における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域の内にある同協定第二十条第二項に
規定する軍用銀行施設。但し、国際連合の軍隊等が当該軍用銀行を利用してゐる間に限る。